

新

特記仕様書 (旭川市土木部公園みどり課 令和6年4月版)

Table with 4 columns: Item, Page, Item, Page. Includes sections for 1. General, 2. Construction Conditions, 3. Construction Conditions (Selection), 4. Materials.

注意事項

- 1. 「1, 2, 4, 6」(共通)のうち設計図書に添付していない項目は、旭川市公園みどり課ホームページ上または契約課で閲覧して確認すること。
2. 本特記仕様書は、令和6年4月1日以降に入札する請負工事から適用する。

旧

特記仕様書 (旭川市土木部公園みどり課 令和5年4月版)

Table with 4 columns: Item, Page, Item, Page. Includes sections for 1. General, 2. Construction Conditions, 3. Construction Conditions (Selection), 4. Materials.

注意事項

- 1. 「1, 2, 4, 6」(共通)のうち設計図書に添付していない項目は、旭川市公園みどり課ホームページ上または契約課で閲覧して確認すること。
2. 本特記仕様書は、令和5年4月1日以降に入札する請負工事から適用する。

備考

適用年月日の修正
項目名の変更
様式名の変更,
様式の追加, 様式の削除, それに伴う記載ページの変更

適用年月日の修正

新	旧	備考
<p><b>1 総則（共通）</b></p> <p>□ (1) 一般</p> <p>ア 本特記仕様書は、旭川市土木部公園みどり課が発注する土木・造園工事に適用する。</p> <p>□ 本工事は、施工箇所が点在していることから、施工箇所毎に共通仮設費及び現場管理費を算出している。</p> <p>□ 本工事は、4月1日以降の施工を想定しているため、現場管理費に係わる補正係数(積雪寒冷地域)は適用しない。</p> <p>□ <b>本工事は、週休2日工事の対象であるためP18を確認すること。</b></p> <p>イ 本工事の施工は、本特記仕様書、北海道土木工事共通仕様書(以下「土木工事共通仕様書」と言う。)及び「公示用設計図書」に基づき実施することとするが、本特記仕様書と土木工事共通仕様書に同様の項目がある場合は、本特記仕様書を優先する。</p> <p>ウ この公示用設計図書のうち設計書(工事内訳書)に記載されている数量は、ロス分や割り増し等は含まない。</p> <p>エ この公示用設計図書のうち設計書(工事内訳書)に記載されている数量等は参考資料であって、特記仕様書及び設計図が優先する。内容の如何にかかわらず、参考資料は契約上何らかの拘束力を有するものではない。</p> <p>オ 1日未満で完了する作業の積算について</p> <p>(7) 「1日未満で完了する作業の積算」(以下、「1日未満積算基準」と言う。)は、変更積算のみに適用する。</p> <p>(4) 請負人は、当初発注時の通常の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、「1日未満積算基準」の適用について協議の発議を行うことができる。</p> <p>(2) 同一作業員の作業が他工程・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、「1日未満積算基準」は適用しない。</p> <p>(2) 請負人は、協議に当たって、「1日未満積算基準」に該当することを示す書面その他協議に必要な根拠資料(日報、実際の費用を示す資料等)を監督員に提出すること。実際の費用を示す資料(契約書、請求書等)により、当初発注時の通常の施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、「1日未満積算基準」は適用しない。</p> <p>(4) 通常の維持管理業務など人工積算を前提として積算する場合等や通常の積算方法によることが適当と判断される場合には、「1日未満積算基準」を適用しない。</p> <p>カ 技能士</p> <p>(7) 次の作業については、職業能力開発促進法に基づく技能士(1級または2級)をあてること。 (作業例:造園、石材施工、型枠施工、鉄筋施工、防水施工 等)</p> <p>(4) 技能士は、工事の施工にあたって自ら作業するとともに他の技術者の作業指導を行うこと。</p> <p>(9) 作業の一部が軽易な場合は、監督員の許可により省略することができる。</p>	<p><b>1 総則（共通）</b></p> <p>□ (1) 一般</p> <p>ア 本特記仕様書は、旭川市土木部公園みどり課が発注する土木・造園工事に適用する。</p> <p>□ 本工事は、施工箇所が点在していることから、施工箇所毎に共通仮設費及び現場管理費を算出している。</p> <p>□ 本工事は、4月1日以降の施工を想定しているため、現場管理費に係わる補正係数(積雪寒冷地域)は適用しない。</p> <p>□ 本工事は、週休2日工事の対象工事であり、「施工者希望型」の工事であるためP18を確認すること。</p> <p>□ 本工事は、週休2日工事の対象工事であり、「発注者指定型」の工事であるためP18を確認すること。</p> <p>イ 本工事の施工は、本特記仕様書、北海道土木工事共通仕様書(以下「土木工事共通仕様書」と言う。)及び「公示用設計図書」に基づき実施することとするが、本特記仕様書と土木工事共通仕様書に同様の項目がある場合は、本特記仕様書を優先する。</p> <p>ウ この公示用設計図書のうち設計書(工事内訳書)に記載されている数量は、ロス分や割り増し等は含まない。</p> <p>エ この公示用設計図書のうち設計書(工事内訳書)に記載されている数量等は参考資料であって、特記仕様書及び設計図が優先する。内容の如何にかかわらず、参考資料は契約上何らかの拘束力を有するものではない。</p> <p>オ 1日未満で完了する作業の積算について</p> <p>(7) 「1日未満で完了する作業の積算」(以下、「1日未満積算基準」と言う。)は、変更積算のみに適用する。</p> <p>(4) 請負人は、当初発注時の通常の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、「1日未満積算基準」の適用について協議の発議を行うことができる。</p> <p>(2) 同一作業員の作業が他工程・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、「1日未満積算基準」は適用しない。</p> <p>(2) 請負人は、協議に当たって、「1日未満積算基準」に該当することを示す書面その他協議に必要な根拠資料(日報、実際の費用を示す資料等)を監督員に提出すること。実際の費用を示す資料(契約書、請求書等)により、当初発注時の通常の施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、「1日未満積算基準」は適用しない。</p> <p>(4) 通常の維持管理業務など人工積算を前提として積算する場合等や通常の積算方法によることが適当と判断される場合には、「1日未満積算基準」を適用しない。</p> <p>カ 技能士</p> <p>(7) 次の作業については、職業能力開発促進法に基づく技能士(1級または2級)をあてること。 (作業例:造園、石材施工、型枠施工、鉄筋施工、防水施工 等)</p> <p>(4) 技能士は、工事の施工にあたって自ら作業するとともに他の技術者の作業指導を行うこと。</p> <p>(9) 作業の一部が軽易な場合は、監督員の許可により省略することができる。</p>	<p>週休2日工事の「施工者希望型」「発注者指定型」の区分を削除</p>
<p>キ デジタル工事写真の小黒板情報電子化について</p> <p>(7) デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の偽造性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。</p> <p>(4) 本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以降、「対象工事」と称する)とすることができる。</p> <p>(9) 対象工事では、以下のaからdの全てを実施することとする。</p> <p>a 対象機器の導入</p> <p>請負人は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降、「使用機器」と称する)については、写真管理基準「9-3 工事写真の撮影基準」に示す項目の電子的記入ができること、かつ偽造性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、偽造性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<a href="https://www.cryptrec.go.jp/list.html">https://www.cryptrec.go.jp/list.html</a>」)に記載している技術を使用していること。</p> <p>また、請負人は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。</p> <p>なお、使用機器の事例として、URL「<a href="http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html">http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html</a>」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。</p> <p>b デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入</p> <p>請負人は、同条aの使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「9-3 工事写真の撮影基準」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工程については、使用機器の利用を限定するものではない。</p> <p>c 小黒板情報の電子的記入の取扱い</p> <p>本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準に準ずるが、同条bに示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「9-5 写真の編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集等は該当しない。</p> <p>d 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品</p> <p>請負人は、同条aに示す小黒板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。なお納品時に、請負人はURL「<a href="https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html">https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html</a>」のチェックシステム(偽造性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の偽造性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された偽造性確認の結果を、監督員が確認することができる。</p>	<p>キ デジタル工事写真の小黒板情報電子化について</p> <p>(7) デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の偽造性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。</p> <p>(4) 本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以降、「対象工事」と称する)とすることができる。</p> <p>(9) 対象工事では、以下のaからdの全てを実施することとする。</p> <p>a 対象機器の導入</p> <p>請負人は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降、「使用機器」と称する)については、写真管理基準「9-3 工事写真の撮影基準」に示す項目の電子的記入ができること、かつ偽造性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、偽造性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<a href="https://www.cryptrec.go.jp/list.html">https://www.cryptrec.go.jp/list.html</a>」)に記載している技術を使用していること。</p> <p>また、請負人は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。</p> <p>なお、使用機器の事例として、URL「<a href="http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html">http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html</a>」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。</p> <p>b デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入</p> <p>請負人は、同条aの使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「9-3 工事写真の撮影基準」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工程については、使用機器の利用を限定するものではない。</p> <p>c 小黒板情報の電子的記入の取扱い</p> <p>本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準に準ずるが、同条bに示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「9-5 写真の編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集等は該当しない。</p> <p>d 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品</p> <p>請負人は、同条aに示す小黒板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。なお納品時に、請負人はURL「<a href="http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html">http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html</a>」のチェックシステム(偽造性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の偽造性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された偽造性確認の結果を、監督員が確認することができる。</p>	<p>URLの修正</p>

新

(2) 北海道建設部土木工事共通仕様書の読み替えについて

ア 令和5年10月改訂版 北海道建設部土木工事共通仕様書に記載されている以下の契約書の条名について、旭川市建設工事請負契約書の条名に読み替える。

Table with 3 columns: Page, Hokkaido Construction Department Standard Specification, and旭川市建設工事請負契約書. Lists various clause numbers and their corresponding replacements.

イ 土木工事共通仕様書に記載されている次の語句を次のとおり読み替える。

Table with 3 columns: Page, Hokkaido Construction Department Standard Specification, and旭川市建設工事請負契約書. Lists specific terms and their replacements.

旧

(2) 土木工事共通仕様書の読み替えについて

ア 令和4年10月改訂版 土木工事共通仕様書に記載されている北海道の工事請負契約書の条項を次のとおり読み替える。

Table with 3 columns: Standard Specification, Hokkaido Construction Department Standard Specification, and旭川市建設工事請負契約書. Lists various clause numbers and their corresponding replacements.

イ 土木工事共通仕様書に記載されている次の語句を次のとおり読み替える。

Table with 3 columns: Standard Specification, Hokkaido Construction Department Standard Specification, and旭川市建設工事請負契約書. Lists specific terms and their replacements.

備考

適用年月日の修正、北海道建設部土木工事共通仕様書の改定に伴う番号の修正

(3)第1回打合せに際して

ア 工事の第1回打合せ時に、次の書類を提出すること。

- (7) 労働者災害補償保険関係成立証明書
(7) 建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(再下請負通知書様式)(様式-4)
(8) 工事工程表
(8) 上記(7)で提出した会社との契約書(写し)
(9) 現場代理人及び主任技術者等指定通知書
(9) 「現場代理人、主任技術者及び監理技術者に係る継続雇用確認要領」に基づく、契約日以前3か月以上の継続雇用を確認できる書類
(10) 上記経歴書
(ただし、随意契約による工事については、継続雇用確認書類の提出は必要ない)
(11) 下請負人選定通知書
(11) 施工体系図 (様式-5)
(12) 施工体制台帳・作業員名簿 (様式-3-1 様式-3-2)
(健康保険証の写しなど、個人情報保護のため記号・番号・保険者番号はマスクングすること。)

(4)工事施工前・施工時に際して

ア 現場代理人は、施工前及び施工時に監督員と協議のうえ、工事の関係者との施工に係る調整業務及び、工事設計書・現場の確認を行うこと。なお、調整結果及び確認結果については、各様式にとりまとめ監督員に報告すること。

- (7)工事施工協議簿(様式-11)
(7)現場や現場事務所を設置する場合は、土地を借りる前に監督員と事前確認を行うこと。
(8)支障物件の調査確認(様式-8)
(8)現場事務所を設置する場合は、土地を借りる前に監督員と事前確認を行うこと。
(9)境界石の確認(様式-20)

イ 施工予定及び実績の報告
工事の履行状況を毎月「履行報告書」で報告すること。

ウ 休日に作業を行う場合
休日(土曜日、日曜日、祝日)に作業を行う場合は、必ず休日2日前までに「休日作業の承認願い」(様式-10)を提出し、承認を得ること。

エ 協議等について
指示、承諾、協議、検査及び確認等については、「工事施工協議簿」(様式-11)で行わなければならない。

オ 段階確認について
「3. 施工条件(選択) (5)段階確認」にて指定している事項においては、あらかじめ「段階確認願い」(様式-12)を提出しなければならない。

カ 立会について
監督員の立会のもと施工する事項については、あらかじめ「立会願い」(様式-13)を監督員に提出しなければならない。

キ 社内検査について
施工計画書に社内検査実施計画を記載し、社内検査を実施した時は、その結果を「社内検査実施結果報告書」(様式-14)により報告しなければならない。

(3)第1回打合せに際して

ア 工事の第1回打合せ時に、次の書類を提出すること。

- (7) 労働者災害補償保険関係成立証明書
(7) 建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(再下請負通知書様式)(様式-4)
(8) 工事工程表
(8) 上記(7)で提出した会社との契約書(写し)
(9) 現場代理人及び主任技術者等指定通知書
(9) 「現場代理人、主任技術者及び監理技術者に係る継続雇用確認要領」に基づく、契約日以前3か月以上の継続雇用を確認できる書類
(10) 上記経歴書
(ただし、随意契約による工事については、継続雇用確認書類の提出は必要ない)
(11) 下請負人選定通知書
(11) 施工体系図 (様式-5)
(12) 施工体制台帳・作業員名簿 (様式-3-1 様式-3-2)
(健康保険証の写しなど、個人情報保護のため記号・番号・保険者番号はマスクングすること。)

(4)工事施工前・施工時に際して

ア 現場代理人は、施工前及び施工時に監督員と協議のうえ、工事の関係者との施工に係る調整業務及び、工事設計書・現場の確認を行うこと。なお、調整結果及び確認結果については、各様式にとりまとめ監督員に報告すること。

- (7)工事施工協議簿(様式-11)
(7)現場や現場事務所を設置する場合は、土地を借りる前に監督員と事前確認を行うこと。
(8)支障物件の調査確認(様式-8)
(8)現場事務所を設置する場合は、土地を借りる前に監督員と事前確認を行うこと。
(9)境界石の確認(様式-22)

イ 施工予定及び実績の報告
工事の履行状況を毎月「履行報告書」で報告すること。

ウ 休日に作業を行う場合
休日(土曜日、日曜日、祝日)に作業を行う場合は、必ず休日2日前までに「休日作業の承認願い」(様式-10)を提出し、承認を得ること。

エ 協議等について
指示、承諾、協議、検査及び確認等については、「工事施工協議簿」(様式-11)で行わなければならない。

オ 段階確認について
「3. 施工条件(選択) (5)段階確認」にて指定している事項においては、あらかじめ「段階確認願い」(様式-12)を提出しなければならない。

カ 立会について
監督員の立会のもと施工する事項については、あらかじめ「立会願い」(様式-13)を監督員に提出しなければならない。

キ 社内検査について
施工計画書に社内検査実施計画を記載し、社内検査を実施した時は、その結果を「社内検査実施結果報告書」(様式-14)により報告しなければならない。

文章の修正
様式番号の修正

新	旧	備考								
<p>ク 安全訓練等について            施工計画書の安全管理に、現場の安全対策（安全訓練含む）等についての実施計画を明記し、その実施内容を提出しなければならない。            また、実施状況記録資料を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合は直ちに提示し、安全関連資料総括表にて報告すること。</p> <p>ケ 使用資材承認について            本工事で使用する資材については、その資材を使用する前に、その品質等を確認できる資料を添えて「使用資材承認願い」(様式-16)により監督員の承認を得なければならない。</p> <p>コ 境界杭の地先立金について            (7) 監督員との協議により敷地境界の確認が必要となった場合は、境界杭の有無にかかわらず確認し、「境界杭等地先立金簿」(様式-20)により報告すること。また、地先確認者には、自筆の署名をもらうこと。            (4) 工事の施工前、施工後に日付入りの写真を撮影し、境界の状況が確認できるようにして立金簿に添付すること。</p> <p>サ 長期休暇について            ゴールデンウィーク、夏期休暇、年末年始休暇等により、長期間工事を休止する場合は、監督員と協議の上、休暇中の現場の安全管理方法を定め、「休暇届」(様式-24)により届け出ること。なお、工事着手などで現場作業を始めていない場合は、この限りではない。</p> <p><b>(5)工事しゅん功に際して</b></p> <p>ア 工事しゅん功時の提出物について            (7) 工事成果品 (4) 工事完成図            (9) 工事完成写真帳</p> <p>イ 工事成果品について            「(10)工事成果品について」に沿って作成し提出すること。</p> <p>ウ 工事完成図について            (7) 工事完成図は、次のとおり作成すること。  <table border="1" data-bbox="253 655 893 687"> <tr> <td>作成区域</td> <td>全施工範囲</td> </tr> <tr> <td>記載内容</td> <td>平面図、縦断面図、定規図、各種詳細図を総括して作成</td> </tr> </table>           (4) A3版、及び図面データを提出すること。</p> <p>エ 工事完成写真帳について            (7) 工事完成写真帳は、位置図と工事標識(建設業の許可票等が確認できるもの)、着工前・完了時の写真のほか、主たる工程の写真(10枚程度)により作成すること。            (4) 工事完成写真帳は、1部提出すること。            (9) 写真の撮り方は、「公園工事成果品作成マニュアル」で確認すること。</p> <p style="text-align: center;">- 5 -</p>	作成区域	全施工範囲	記載内容	平面図、縦断面図、定規図、各種詳細図を総括して作成	<p>ク 安全訓練等について            施工計画書の安全管理に、現場の安全対策（安全訓練含む）等についての実施計画を明記し、その実施内容を提出しなければならない。            また、実施状況記録資料を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合は直ちに提示し、安全関連資料総括表にて報告すること。</p> <p>ケ 使用資材承認について            本工事で使用する資材については、その資材を使用する前に、その品質等を確認できる資料を添えて「使用資材承認願い」(様式-16)により監督員の承認を得なければならない。</p> <p>コ 境界杭の地先立金について            (7) 監督員との協議により敷地境界の確認が必要となった場合は、境界杭の有無にかかわらず確認し、「境界杭等地先立金簿」(様式-22)により報告すること。また、地先確認者には、自筆の署名をもらうこと。            (4) 工事の施工前、施工後に日付入りの写真を撮影し、境界の状況が確認できるようにして立金簿に添付すること。</p> <p>サ 長期休暇について            ゴールデンウィーク、夏期休暇、年末年始休暇等により、長期間工事を休止する場合は、監督員と協議の上、休暇中の現場の安全管理方法を定め、「休暇届」(様式-30)により届け出ること。なお、工事着手などで現場作業を始めていない場合は、この限りではない。</p> <p><b>(5)工事しゅん功に際して</b></p> <p>ア 工事しゅん功時の提出物について            (7) 工事成果品 (4) 工事完成図            (9) 工事完成写真帳</p> <p>イ 工事成果品について            「(10)工事成果品について」に沿って作成し提出すること。</p> <p>ウ 工事完成図について            (7) 工事完成図は、次のとおり作成すること。  <table border="1" data-bbox="1104 655 1744 687"> <tr> <td>作成区域</td> <td>全施工範囲</td> </tr> <tr> <td>記載内容</td> <td>平面図、縦断面図、定規図、各種詳細図を総括して作成</td> </tr> </table>           (4) B4縮小版(ポリエステルフィルム300#)、及び図面データを提出すること。</p> <p>エ 工事完成写真帳について            (7) 工事完成写真帳は、位置図と工事標識(建設業の許可票等が確認できるもの)、着工前・完了時の写真のほか、主たる工程の写真(10枚程度)により作成すること。            (4) 工事完成写真帳は、1部提出すること。            (9) 写真の撮り方は、「公園工事成果品作成マニュアル」で確認すること。</p> <p style="text-align: center;">- 5 -</p>	作成区域	全施工範囲	記載内容	平面図、縦断面図、定規図、各種詳細図を総括して作成	<p>文章の修正            様式番号の修正</p>
作成区域	全施工範囲									
記載内容	平面図、縦断面図、定規図、各種詳細図を総括して作成									
作成区域	全施工範囲									
記載内容	平面図、縦断面図、定規図、各種詳細図を総括して作成									
<p><b>(6) 建設業退職金共済について</b></p> <p>ア 施工計画書の提出時に、次の書類の写しを提出すること。また、下請け及び再下請けが追加、変更された場合は、その都度、速やかに写しを提出すること。なお、原本については契約後に提出すること。            (7) 建設業退職金共済契約書(下請け及び再下請も含む)            中小企業退職金共済組合加入の場合は、その証明書            (4) 掛金収納書</p> <p>イ 工事しゅん功時に、次の書類を工事成果品として提出すること。            「建退共」共済証紙の配布状況調査表 (様式-21)</p> <p>ウ 施工体制台帳等は、現場事務所に常備しておくこと。            なお、施工体制台帳の備付けの確認は、工事着手後に監督員が行う。</p> <p>エ 「建退共」加入のシール(黄色)を工事標識に掲示すること。(8)工事標識 参照)</p> <p style="text-align: center;">- 6 -</p>	<p><b>(6) 建設業退職金共済について</b></p> <p>ア 施工計画書の提出時に、次の書類の写しを提出すること。また、下請け及び再下請けが追加、変更された場合は、その都度、速やかに写しを提出すること。なお、原本については契約後に提出すること。            (7) 建設業退職金共済契約書(下請け及び再下請も含む)            中小企業退職金共済組合加入の場合は、その証明書            (4) 掛金収納書</p> <p>イ 工事しゅん功時に、次の書類を工事成果品として提出すること。            (7) 「建退共」共済証紙配布状況調査表(元請用) (様式-23)            (4) 「建退共」共済証紙配布状況調査表(再下請) (様式-24)            (9) 「建退共」共済証紙配布状況調査表(再下請用) (様式-25)</p> <p>ウ 施工体制台帳等は、現場事務所に常備しておくこと。            なお、施工体制台帳の備付けの確認は、工事着手後に監督員が行う。</p> <p>エ 「建退共」加入のシール(黄色)を工事標識に掲示すること。(8)工事標識 参照)</p> <p style="text-align: center;">- 6 -</p>	<p>文章の修正</p>								



新

イ 工事現場に掲げる標識類について

(7) 建設業の許可票

- ・工事現場の公衆の見やすい場所に掲示すること。
- ・発注者から直接請け負ったものに限って掲示する。
- ・寸法は縦25cm以上×横35cm以上とする。

(4) 労災保険関係成立票

- ・工事現場の見やすい場所に掲示すること。
- ・「事業主代理人の氏名」欄については、代理人の届け出が無い場合は空欄とすること。
- ・寸法は縦25cm以上×横35cm以上とする。

(7) 施工体系図

- ・工事現場など、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。

(2) 再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示

- ・工事現場の見やすい場所に掲示すること。
- ・下請契約のある工事について掲示する。

(記載例)

下請負人となった皆様へ。  
この建設工事で請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせるときは再下請負通知書を行わなければならない。  
○(※書類を提出すべき場所)まで再下請負通知書を提出してください。  
○(※株式会社(※作成業者の商号または名称)

(4) 建設業退職金共済制度 適用事業主 工事現場標識(シール)

- ・見やすい場所に掲示すること。

(4) 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書

- ・工事現場など、工事現場の公衆の見やすい場所に掲示すること。

旧

イ 「建設業の許可票」、「建退共」表示板の掲示方法

A 「建設業の許可票」

- B 「建設業退職金共済制度適用事業主 工事現場」標識(建退共が無料配布する黄色のシール)
- C 「建設業退職金共済制度」に加入されている皆様へ。」標識(市指定)

● 現場事務所がある場合

- Bは、工事標識板の下に掲示する。
- Cは、工事事務所の出入口付近等の見やすい位置に掲示する。

表示看板Cの内容(規格B4版 257×364)

建設業退職金共済制度に加入されている皆様へ。  
当事務所で建設業退職金共済制度の証紙を交付いたしますのでお申し出ください。



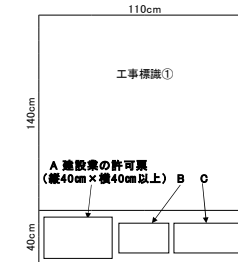
※「建設業の許可票」は発注者から直接請け負ったものに限って掲示する。

● 現場事務所がない場合

- B、C 共に工事標識板の下に掲示する。

表示看板Cの内容(規格B4版 257×364)

建設業退職金共済制度に加入されている皆様へ。  
建設業退職金共済制度の証紙を交付いたしますのでお申し出ください。



備考

「建設業の許可票」、「建退共」表示板の掲示方法についての記載を削除  
工事現場に掲げる標識類について整理

(8) 建設機械について

ア 不法無線局の機器の排除

本工事に関連する使用車両及び資材搬入車両等については、不法無線局の機器を搭載した車両を絶対使用しないこと。  
請負人は、電波法令を遵守し、大型トラックやダンパー等に無線を搭載している運転者の無線免許証等を確認し、不法無線局使用車両の立ち入りを排除するように努めること。不法無線局を搭載した車両及び、業務中に不法無線局を使用した車両については無線機を取り外すが、その車両を使用しないこと。

イ 低騒音型、低振動型建設機械

本工事に使用する建設機械のうち下記に該当するものは、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定されている機械を極力使用し、工事現場周辺への騒音、振動の影響を防止すること。

低騒音型建設機械	低振動型建設機械
ブルドーザ	コンクリートカッター
バックホウ	空気圧縮機
ドラグライン	発動発電機
クラムシェル	バイプロハンマ
トラクターショベル	バックホウ
クローラクレーン	
トラッククレーン	
ホイールクレーン	
バイプロハンマ	
油圧式杭拔機	
油圧式鋼管圧入・引抜機	
油圧式杭圧入引抜機	
アースオーガー	
オールケーシング掘削機	
アースドリル	
さく留機(コンクリートブレイカ)	
ロードローラ	
タイヤローラ	
振動ローラ	
コンクリートポンプ(車)	
コンクリート圧送機	
アスファルトフィニッシャ	

(8) 建設機械について

ア 不法無線局の機器の排除

本工事に関連する使用車両及び資材搬入車両等については、不法無線局の機器を搭載した車両を絶対使用しないこと。  
請負人は、電波法令を遵守し、大型トラックやダンパー等に無線を搭載している運転者の無線免許証等を確認し、不法無線局使用車両の立ち入りを排除するように努めること。

イ 低騒音型、低振動型建設機械

本工事に使用する建設機械のうち下記に該当するものは、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定されている機械を極力使用し、工事現場周辺への騒音、振動の影響を防止すること。

低騒音型建設機械	低振動型建設機械
ブルドーザ	コンクリートカッター
バックホウ	空気圧縮機
ドラグライン	発動発電機
クラムシェル	バイプロハンマ
トラクターショベル	バックホウ
クローラクレーン	
トラッククレーン	
ホイールクレーン	
バイプロハンマ	
油圧式杭拔機	
油圧式鋼管圧入・引抜機	
油圧式杭圧入引抜機	
アースオーガー	
オールケーシング掘削機	
アースドリル	
さく留機(コンクリートブレイカ)	
ロードローラ	
タイヤローラ	
振動ローラ	
コンクリートポンプ(車)	
コンクリート圧送機	
アスファルトフィニッシャ	

不法無線局および違法無線局の取り締まりの強化



新	旧	備考																								
<p><b>(10) 工事成果品について</b></p> <p>工事成果品については、土木工事共通仕様書、本特記仕様書及び設計図書並びに公園工事成果品作成マニュアルに基づき作成すること。 なお公園工事成果品作成マニュアルは旭川市ホームページに掲載されている。 <a href="http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/522/530/532/p004751.html">http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/522/530/532/p004751.html</a></p> <p>本工事は、電子納品対象工事であり、次の項目に従って成果品を提出すること。</p> <p>ア 工事毎に、簿冊1冊(別紙1のとおり)を提出する。 ・成果品簿冊は紙ファイル(A4-S)を使用する。</p> <p>イ ファイル説明書(別紙3のとおり)を添付する。(様式-2) ・請負人は、成果品リストに成果品の有無を記入してデータ化し、原本は簿冊に添付する。 ・成果品リストにないものは監督員と協議し、25番以降に追加する。</p> <p>ウ 決裁欄等が記載されている書類を添付する。 ・監督員(総括監督員、主任監督員、監督員)の決裁が必要な書類は次のものとし、決裁を受けた原本のうち決裁欄が記載されているページのみを添付する。 (決裁を必要とする書類)</p> <table border="1" data-bbox="253 480 752 531"> <tr> <td>施工計画書</td> <td>休日作業承認書</td> <td>工事施工協議簿</td> </tr> <tr> <td>段階確認書</td> <td>立金領</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社内検査実施結果報告書</td> <td>使用資材承認書</td> <td>でき形測定総括表</td> </tr> <tr> <td>品質管理総括表</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>・境界杭地先立金簿がある場合は、原本すべての書類を添付する。</p> <p>エ 電子媒体(CD-RまたはDVD-R以下、メディア)(別紙2・4・5・6のとおり)は、正1部、副1部の計2部を添付する。 ・PDFデータについては、監督員と協議し、発注者側が確認できる程度にファイルを分割すること。 また、しおり等の機能を活用すること。</p> <p>・メディアに格納するデータは、必ずしも監督員または請負人の決裁をしたものでなくて良い。</p> <p>・成果品の提出の際には、ウィルス対策を実施すること。</p> <p>・メディアの前面には、工事名、作成年月日、発注者、請負人、ウィルス対策ソフト、ウィルス定義、チェック年月日、フォーマット形式を記載する。</p> <p>・データ容量が大きく、メディアが数枚にまたがる場合は、工事成果品データと図面データに分ける。</p> <p>・メディアはソフトケースに収納し提出すること。</p> <p>オ 監督員との協議により、確認用に電子データを出力したものを用意する。</p> <p style="text-align: center;">- 12 -</p>	施工計画書	休日作業承認書	工事施工協議簿	段階確認書	立金領		社内検査実施結果報告書	使用資材承認書	でき形測定総括表	品質管理総括表			<p><b>(10) 工事成果品について</b></p> <p>工事成果品については、土木工事共通仕様書、本特記仕様書及び設計図書並びに公園工事成果品作成マニュアルに基づき作成すること。 なお公園工事成果品作成マニュアルは旭川市ホームページに掲載されている。 <a href="http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/522/530/532/p004751.html">http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/522/530/532/p004751.html</a></p> <p>本工事は、電子納品対象工事であり、次の項目に従って成果品を提出すること。</p> <p>ア 工事毎に、簿冊1冊(別紙1のとおり)を提出する。 ・成果品簿冊は紙ファイル(A4-S)を使用する。</p> <p>イ ファイル説明書(別紙3のとおり)を添付する。 ・請負人は、成果品リストに成果品の有無を記入してデータ化し、原本は簿冊に添付する。 ・成果品リストにないものは監督員と協議し、25番以降に追加する。</p> <p>ウ 決裁欄等が記載されている書類を添付する。 ・監督員(総括監督員、主任監督員、監督員)の決裁が必要な書類は次のものとし、決裁を受けた原本のうち決裁欄が記載されているページのみを添付する。 (決裁を必要とする書類)</p> <table border="1" data-bbox="1104 480 1603 531"> <tr> <td>施工計画書</td> <td>休日作業承認書</td> <td>工事施工協議簿</td> </tr> <tr> <td>段階確認書</td> <td>立金領</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社内検査実施結果報告書</td> <td>使用資材承認書</td> <td>でき形測定総括表</td> </tr> <tr> <td>品質管理総括表</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>・境界杭地先立金簿がある場合は、原本すべての書類を添付する。</p> <p>エ 電子媒体(CD-RまたはDVD-R以下、メディア)(別紙2・4・5・6のとおり)は、正1部、副1部の計2部を添付する。 ・PDFデータについては、1ファイル当たり10メガバイト未満、100枚以下とし、それを越える場合は、ファイルを分割する。 また、しおり等の機能を活用し、10枚以下程度で区分けする。</p> <p>・メディアに格納するデータは、必ずしも監督員または請負人の決裁をしたものでなくて良い。</p> <p>・成果品の提出の際には、ウィルス対策を実施すること。</p> <p>・メディアの前面には、工事名、作成年月日、発注者、請負人、ウィルス対策ソフト、ウィルス定義、チェック年月日、フォーマット形式を記載する。</p> <p>・データ容量が大きく、メディアが数枚にまたがる場合は、工事成果品データと図面データに分ける。</p> <p>・メディアはソフトケースに収納し提出すること。</p> <p>オ 監督員との協議により、確認用に電子データを出力したものを用意する。</p> <p style="text-align: center;">- 12 -</p>	施工計画書	休日作業承認書	工事施工協議簿	段階確認書	立金領		社内検査実施結果報告書	使用資材承認書	でき形測定総括表	品質管理総括表			<p>文章の修正</p>
施工計画書	休日作業承認書	工事施工協議簿																								
段階確認書	立金領																									
社内検査実施結果報告書	使用資材承認書	でき形測定総括表																								
品質管理総括表																										
施工計画書	休日作業承認書	工事施工協議簿																								
段階確認書	立金領																									
社内検査実施結果報告書	使用資材承認書	でき形測定総括表																								
品質管理総括表																										

新

図面データ一覧表1 (別紙6)

01設計図面

種別	ファイル形式	出力時の用紙サイズ	縮尺	適用(しゅん功時の提出条件)
1 計画平面図	P21とPDF	発注データに合わせる	図示	発注者のデータをそのまま
2 縦断図			図示	発注者のデータをそのまま
3 横断図			図示	発注者のデータをそのまま
4 土工定規図			図示	発注者のデータをそのまま
5 その他詳細図			図示	発注者のデータをそのまま

※1. 設計変更があり図面に変更があった場合は、「6設計変更図」として追記すること。

02出来形図面

種別	ファイル形式	出力時の用紙サイズ	縮尺	適用(しゅん功時の提出条件)
1 計画平面図	P21とPDF	発注データに合わせる	図示	設計図面から請負者で作成 ※1・2の作業を行うこと。
2 縦断図			図示	設計図面から請負者で作成 ※2の作業を行うこと。
3 横断図			図示	設計図面から請負者で作成 ※2の作業を行うこと。
4 土工定規図			図示	発注者のデータをそのまま
5 その他詳細図			図示	設計図面から請負者で作成 ※1・2の作業を行うこと。

- ※1 工事により撤去したもの(緑石、排水、標識、区画線等)を消去する。
- ※2 計画平面、縦断、横断、その他詳細図については、設計値に対して上記に赤字で実測値を記入する。
- ※3 計画平面、縦断、横断、土工定規、その他詳細図については、検定時に書面を用意しておく。

03工事完成図

種別	ファイル形式	出力時の用紙サイズ	縮尺	適用(しゅん功時の提出条件)
1 工事完成図	P21とPDF	発注データに合わせる	図示	A3版原図を1部提出する。

- ※1 P21への変換が困難な場合は、監督員と別途協議すること。
- ※2 公園みどり課のホームページに掲載している「公園工事成果品作成マニュアル」により作成すること。

旧

図面データ一覧表1 (別紙6)

01設計図面

種別	ファイル形式	出力時の用紙サイズ	縮尺	適用(しゅん功時の提出条件)
1 計画平面図	P21とPDF	発注データに合わせる	図示	発注者のデータをそのまま
2 縦断図			図示	発注者のデータをそのまま
3 横断図			図示	発注者のデータをそのまま
4 土工定規図			図示	発注者のデータをそのまま
5 その他詳細図			図示	発注者のデータをそのまま

※1. 設計変更があり図面に変更があった場合は、「6設計変更図」として追記すること。

02出来形図面

種別	ファイル形式	出力時の用紙サイズ	縮尺	適用(しゅん功時の提出条件)
1 計画平面図	P21とPDF	発注データに合わせる	図示	設計図面から請負者で作成 ※1・2の作業を行うこと。
2 縦断図			図示	設計図面から請負者で作成 ※2の作業を行うこと。
3 横断図			図示	設計図面から請負者で作成 ※2の作業を行うこと。
4 土工定規図			図示	発注者のデータをそのまま
5 その他詳細図			図示	設計図面から請負者で作成 ※1・2の作業を行うこと。

- ※1 工事により撤去したもの(緑石、排水、標識、区画線等)を消去する。
- ※2 計画平面、縦断、横断、その他詳細図については、設計値に対して上記に赤字で実測値を記入する。
- ※3 計画平面、縦断、横断、土工定規、その他詳細図については、検定時に書面を用意しておく。

03工事完成図

種別	ファイル形式	出力時の用紙サイズ	縮尺	適用(しゅん功時の提出条件)
1 工事完成図	P21とPDF	B4版	図示	縮小版(B4)原図を1部提出する。

- ※1 別冊として、「工事完成図(B4縮小版ポリエステルフィルム300#)」を提出すること。
- ※2 P21への変換が困難な場合は、監督員と別途協議すること。
- ※3 公園みどり課のホームページに掲載している「公園工事成果品作成マニュアル」により作成すること。

備考

工事完成図の用紙サイズ変更  
文章の削除



新

旧

備考

(11) 週休2日工事の実施について

ア 週休2日とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、4週8休以上の現場閉所を行うことをいう。  
対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。  
なお、年末年始6日間及び夏休み3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は対象期間に含まないものとし、この期間に請負人の責によらず現場作業を余儀なくされる場合は、その日数分を他の期間で対象期間に含まない(代休を設定する)ものとする。

イ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。  
なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。

ウ 週休2日を実施している状態とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)(が28.5%(8日/28日))に達している状態をいう。

エ 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する請負人は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。

オ 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。  
(7) 請負人は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し、**施工協議簿・休日等取得実績調書**とともに発注者へ提出する。  
(8) 請負人は、実施結果を関係書類(日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等)を添付した**施工協議簿・休日等取得実績調書**により発注者へ報告する。

カ 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、請負人は協力するものとする。

キ 週休2日による施工を指定した工事は、現場の閉所状況に応じた補正係数を、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率による設計変更を行う。  
なお、労務費の補正については、労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。  
(7) 現場の閉所状況  
・ 4週8休以上 現場閉所率が28.5%(8日/28日)の場合  
・ 4週7休以上4週8休未満 現場閉所率が25.0%(7日/28日)以上28.5%未満の場合  
・ 4週6休以上4週7休未満 現場閉所率が21.4%(6日/28日)以上25.0%未満の場合  
(8) 補正方法  
・ 当初の設計金額において週休2日で経費補正を行うものとし、4週8休以上の現場閉所が達成できなかった場合には、閉所状況に応じて労務費等を補正し、請負代金額を減額する。

ク 請負人は、「週休2日工事」について、請負人を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。

(11) 週休2日工事の実施について

ア 発注者指定型の場合は、請負人は週休2日による施工を行うものとし、施工者希望型の場合は、請負人は週休2日による施工を希望する場合『週休2日工事試行要領』(下記アドレス)に添って行うこととし、契約後、発注者と協議を行い、協議が整った場合に週休2日による施工を行うことができる。  
[http://www.city.yasahi.lg.jp/kyoukaibu/kyoukaibu/440/443/444\\_r0005961.html](http://www.city.yasahi.lg.jp/kyoukaibu/kyoukaibu/440/443/444_r0005961.html)  
ただし、要領1ページ目の「工事完成日」は、後片付け作業(出来形測量や現場事務所、保安施設等の撤去等)が全て終了した日をいう。『E工事完成日』は後片付け作業を含む全ての作業が完了し、保安施設のみが撤去されている状態となった日をいう。』に読み替える。

イ 週休2日とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、4週8休以上の現場閉所を行うことをいう。  
対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。  
なお、年末年始6日間及び夏休み3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は対象期間に含まないものとし、この期間に請負人の責によらず現場作業を余儀なくされる場合は、その日数分を他の期間で対象期間に含まない(代休を設定する)ものとする。

ウ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。  
なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。

エ 週休2日を実施している状態とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)(が28.5%(8日/28日))に達している状態をいう。

オ 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する請負人は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。

カ 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。  
(7) 請負人は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し、発注者へ提出する。  
(8) 請負人は、実施結果を関係書類(日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等)により発注者へ報告する。

キ 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、請負人は協力するものとする。

ク 週休2日による施工を指定、又は希望した工事は、現場の閉所状況に応じた補正係数を、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率による設計変更を行う。  
なお、労務費の補正については、労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。  
(7) 現場の閉所状況  
・ 4週8休以上 現場閉所率が28.5%(8日/28日)の場合  
・ 4週7休以上4週8休未満 現場閉所率が25.0%(7日/28日)以上28.5%未満の場合  
・ 4週6休以上4週7休未満 現場閉所率が21.4%(6日/28日)以上25.0%未満の場合  
(8) 補正方法  
・ 施工者希望型については、現場閉所の達成状況を確認後、閉所状況に応じて労務費等を補正し、請負代金額を変更する。  
なお、4週8休に満たないもの、及び、工事着手前に週休2日に取組むことについて協議が整わなかったもの(請負人が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、変更の対象としない。  
・ また、発注者指定型については、当初の設計金額において週休2日で経費補正を行うものとし、4週8休以上の現場閉所が達成できなかった場合には、閉所状況に応じて労務費等を補正し、請負代金額を減額する。

ケ 請負人は、「週休2日工事」について、請負人を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。

発注者指定型と  
施工者希望型の  
区分廃止に伴う  
文章の削除・修正  
週休2日の実施  
の確認方法につ  
いて、施工協議  
簿・休日等取得  
実績調書の記載  
を追加

□ オ 汚泥の取り扱いについては、次のとおりとする。

(7) 管洗浄により生じる汚泥は、汚泥処理施設にて処理を行うこと。  
(8) 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については関係機関等と協議の上、適正に処理すること。  
(9) 「適正に処理」するとは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理の為に必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。  
(10) 無機質汚泥で再生処理できるものは、再生処理施設で処理すること。  
(11) 有機質汚泥については、中間処理後に下記処理センターにて最終処理すること。なお、中間処理施設で含水比50%未満まで抜水してから処分施設の指示に従うこと。  
(株)旭川振興公社 旭川廃棄物処理センター  
場所 旭川市江丹別町共和279-2 TEL 0166-63-4153

□ カ この工事で発生する産業廃棄物(特定建設資材廃棄物以外の物)については、次のとおり処分すること。なお、工事状況・再資源化施設等の状況により、変更が生じた場合は、監督員と協議すること。また、任意選定箇所については、最寄りの箇所としている。  
(任意選定箇所)

種 別	t	t	t
運 搬 数 量			
再資源化施設名又は受入先			
住 所			
運 搬 距 離	Km	Km	Km
処 理 方 法			
受 入 条 件			

□ キ 当該工事で、循環税相当額を見込んでいます。

□ ク この工事で発生する鉄くずについては、土木事業所でストックするため以下のとおり搬出すること。  
また、鉄くずについては重量を測定するうえ、生産物件(発生材)報告書(様式-33)にりとまめること。

運 搬 数 量	〇〇 t
搬出先	旭川市土木事業所
住 所	旭川市東旭川町下島1-2
運 搬 距 離	〇〇 Km

なお、搬出時期については事前に監督員と協議し、搬入の際には監督員が立会うものとする。

□ オ 汚泥の取り扱いについては、次のとおりとする。

(7) 管洗浄により生じる汚泥は、汚泥処理施設にて処理を行うこと。  
(8) 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については関係機関等と協議の上、適正に処理すること。  
(9) 「適正に処理」するとは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理の為に必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。  
(10) 無機質汚泥で再生処理できるものは、再生処理施設で処理すること。  
(11) 有機質汚泥については、中間処理後に下記処理センターにて最終処理すること。なお、中間処理施設で含水比50%未満まで抜水してから処分施設の指示に従うこと。  
(株)旭川振興公社 旭川廃棄物処理センター  
場所 旭川市江丹別町共和279-2 TEL 0166-63-4153

□ カ この工事で発生する産業廃棄物(特定建設資材廃棄物以外の物)については、次のとおり処分すること。なお、工事状況・再資源化施設等の状況により、変更が生じた場合は、監督員と協議すること。また、任意選定箇所については、最寄りの箇所としている。  
(任意選定箇所)

種 別	t	t	t
運 搬 数 量			
再資源化施設名又は受入先			
住 所			
運 搬 距 離	Km	Km	Km
処 理 方 法			
受 入 条 件			

□ キ 当該工事で、循環税相当額を見込んでいます。

□ ク この工事で発生する鉄くずについては、土木事業所でストックするため以下のとおり搬出すること。  
また、鉄くずについては重量を測定するうえ、生産物件(発生材)報告書(様式-33)にとりまめること。

運 搬 数 量	〇〇 t
搬出先	旭川市土木事業所
住 所	旭川市東旭川町下島-2
運 搬 距 離	〇〇 Km

なお、搬出時期については事前に監督員と協議し、搬入の際には監督員が立会うものとする。

土木事業所の住  
所の修正

新

□ (7) 現場環境改善

- ア 当工事で現場環境改善費を計上しているため、現場環境改善計画書を施工計画書に含めて提出し、監督員の承諾を得ること。工事完了後においてその実績を写真等で提出すること。
- イ 現場環境改善の内容は下表を参考に、実施する現場環境改善内容を選択すること。また、実施する内容数は、各費目(仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携)のうち5項目以上を基本とする。

費目	現場環境改善の内容項目の例
仮設備関係	1 用水・電力等の供給設備の充実 2 緑化・花壇 3 ライトアップ施設 4 見学路及び椅子の設置 5 昇降設備の充実 6 環境負荷の低減
営繕関係	1 現場事務所・監督員詰所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2 労働者宿舍の快適化 3 デザインボックス(交通誘導警備員待機室)の快適化 4 現場休憩所の快適化 5 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2 盗難防止対策(警報機等) 3 避暑(熱中症予防)・防寒対策
地域連携	1 完成予想図 2 工法説明図 3 工事工程表 4 デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6 見学会(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7 ハンフレット・工法説明ビデオ 8 地域対策費等(地域行事等の経費を含む) 9 社会貢献

旧

□ (7) 現場環境改善

- ア 当工事で現場環境改善費を計上しているため、現場環境改善計画書を施工計画書に含めて提出して監督員の承諾を得、工事完了後においてその実績を写真等で提出すること。
- イ 現場環境改善の内容は下表を参考に、実施する現場環境改善内容を選択すること。また、実施する内容数は、各費目(仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携)のうち合計5項目を基本とする。

費目	現場環境改善の内容項目の例
仮設備関係	1 用水・電力等の供給設備の充実 2 緑化・花壇 3 ライトアップ施設 4 見学路及び椅子の設置 5 昇降設備の充実 6 環境負荷の低減
営繕関係	1 現場事務所・監督員詰所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2 労働者宿舍の快適化 3 デザインボックス(交通誘導警備員待機室)の快適化 4 現場休憩所の快適化 5 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2 盗難防止対策(警報機等) 3 避暑(熱中症予防)・防寒対策
地域連携	1 完成予想図 2 工法説明図 3 工事工程表 4 デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6 見学会(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7 ハンフレット・工法説明ビデオ 8 地域対策費等(地域行事等の経費を含む) 9 社会貢献

備考

文章の修正  
現場環境改善の  
実施する内容数  
について、5項目  
「以上」に統一

□ (10) 既設路盤材の再生処理について

- ア 本工事で、当該工事で発生する既設路盤材(表1)について、対応する再生処理施設に搬出し、再生処理施設で生産された再生材等を利用することとしている。
- イ 表1の予定数量は、概算数量より算出されている。掘削施工等や再生処理施設への搬出量を確定後、速やかに設計変更等について監督員と協議すること。

表1 既設路盤材数量

既設路盤材 掘削予定量	既設路盤材再生処理 プラント搬入予定量	再生材等 利用予定量	再生材等 利用工種
m3	m3	m3	

※再生材等は、当該工事で発生した既設路盤材を再生処理したものを基本とするが、工事工程や再生処理施設の処理方法などにより、再生処理施設で生産された新材等に替えることもやむを得ないこととし、その場合は、監督員の承諾を得ること。なお、設計変更の対象としない。

- ウ 搬出する既設路盤材には、土砂、廃棄物等の不純物が混入しないこととし、洗い試験値が9～25%の範囲内であること。また、洗い試験及びふるい分け試験を1回実施し監督員に報告すること。
- エ 請負人はプラント搬入量について現場からの既設路盤材搬出状況等を基に再生処理施設の受入伝票等を確認し、再生処理施設と「プラント搬入量確定確認書」(様式19)を交わし監督員に提出すること。
- オ 再生材等の品質管理及び規格は、土木工事共通仕様書の規格(下層路盤材 凍上抑制材(砂利))によることとする。
- エ 請負人はプラント搬入量について現場からの既設路盤材搬出状況等を基に再生処理施設の受入伝票等を確認し、再生処理施設と「プラント搬入量確定確認書」(様式19)を交わし監督員に提出すること。
- オ 再生材等の品質管理及び規格は、土木工事共通仕様書の規格(下層路盤材 凍上抑制材(砂利))によることとする。

□ (10) 既設路盤材の再生処理について

- ア 本工事で、当該工事で発生する既設路盤材(表1)について、表2の再生処理施設に搬出し、再生処理施設で生産された再生材等を利用することとしている。
- イ 表1の予定数量は、概算数量より算出されている。掘削施工等や再生処理施設への搬出量を確定後、速やかに設計変更等について監督員と協議すること。

表1 既設路盤材数量

既設路盤材 掘削予定量	既設路盤材再生処理 プラント搬入予定量	再生材等 利用予定量	再生材等 利用工種
m3	m3	m3	

※再生材等は、当該工事で発生した既設路盤材を再生処理したものを基本とするが、工事工程や再生処理施設の処理方法などにより、再生処理施設で生産された新材等に替えることもやむを得ないこととし、その場合は、監督員の承諾を得ること。なお、設計変更の対象としない。

表2 プラント名	住所	片道運搬距離

- ウ 搬出する既設路盤材には、土砂、廃棄物等の不純物が混入しないこととし、洗い試験値が9～25%の範囲内であること。また、洗い試験及びふるい分け試験を1回実施し監督員に報告すること。
- エ 請負人はプラント搬入量について現場からの既設路盤材搬出状況等を基に再生処理施設の受入伝票等を確認し、再生処理施設と「プラント搬入量確定確認書」(様式20)を交わし監督員に提出すること。
- オ 再生材等の品質管理及び規格は、土木工事共通仕様書の規格(下層路盤材 凍上抑制材(砂利))によることとする。

文章の修正  
様式番号の修正  
表2の削除

新	旧	備考																
<p>□ (12) 冬期の施工について</p> <p>□ ア 現場の気象条件及び請負人の責に帰すことができない事由により工事着手が遅れ冬期になった場合は、監督員と協議して冬期施工に必要な工程について設計変更する。</p> <p>□ イ アスファルト舗装工について</p> <p>(7) 表層工の施工は、工程計画上冬期間を想定しているため、□ .....としている。 ただし、施工時期がこれによらない場合は、監督員と協議すること。</p> <p>(4) 外気温が5℃以下で、加熱アスファルト安定処理混合物、及び加熱アスファルト混合物の舗設作業を行う場合は、事前に監督員の承諾を得て、所要の密度に締め固められる措置をとること。</p> <p>□ ウ 路面ヒーターについて</p> <p>路面ヒーターは、冬期工事における以下の場合に適用する。 (1) 転圧効果を確保するため路盤表面の氷雪の除去を目的として計上する場合。 (2) 舗装舗設作業に当たっての乳剤散布前に舗装(路盤)表面を乾燥させる必要がある場合。 (3) 乳剤散布後において散布した乳剤の養生が必要な場合。</p> <p>路面ヒーター稼働時間の算出は概数により計上し、現場の実稼働時間で精算すること。 (7) 稼働時間が確認できるようヒーター稼働前と停止後に、黒板に作業内容、作業箇所又は測点、開始・停止時間を記入し写真を撮影すること。 以下、作業を再開する場合は上記を繰り返すこと。 (4) 撮影カメラは日付入りカメラを時間モードに設定し、時間入り写真で撮影すること。 (9) 路面ヒーター稼働時間調査(様式-22)を作成し監督員に報告すること。</p> <p>□ (13) 公共基準点(街区基準点等)の一時的な撤去・再設置及び移設について</p> <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 街区基準点の復元 (撤去・再設置、高さ調整)</td> <td>点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 街区三角点の移設</td> <td>点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 街区多角点の移設</td> <td>点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>点</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>街区基準点等の復元・移設作業に先立ち、土木管理課地籍調査係に所定の届出をし、規定の作業・手続きを行うこと。</li> <li>成果として、地籍調査係に提出した報告書を工事成果品その他の項目に入れること。</li> </ul> <p style="text-align: center;">- 36 -</p>	<input type="checkbox"/> 街区基準点の復元 (撤去・再設置、高さ調整)	点	<input type="checkbox"/> 街区三角点の移設	点	<input type="checkbox"/> 街区多角点の移設	点	<input type="checkbox"/>	点	<p>□ (12) 冬期の施工について</p> <p>□ ア 現場の気象条件及び請負人の責に帰すことができない事由により工事着手が遅れ冬期になった場合は、監督員と協議して冬期施工に必要な工程について設計変更する。</p> <p>□ イ アスファルト舗装工について</p> <p>(7) 表層工の施工は、工程計画上冬期間を想定しているため、□ .....としている。 ただし、施工時期がこれによらない場合は、監督員と協議すること。</p> <p>(4) 外気温が5℃以下で、加熱アスファルト安定処理混合物、及び加熱アスファルト混合物の舗設作業を行う場合は、事前に監督員の承諾を得て、所要の密度に締め固められる措置をとること。</p> <p>□ ウ 路面ヒーターについて</p> <p>路面ヒーターは、冬期工事における以下の場合に適用する。 (1) 転圧効果を確保するため路盤表面の氷雪の除去を目的として計上する場合。 (2) 舗装舗設作業に当たっての乳剤散布前に舗装(路盤)表面を乾燥させる必要がある場合。 (3) 乳剤散布後において散布した乳剤の養生が必要な場合。</p> <p>路面ヒーター稼働時間の算出は概数により計上し、現場の実稼働時間で精算すること。 (7) 稼働時間が確認できるようヒーター稼働前と停止後に、黒板に作業内容、作業箇所又は測点、開始・停止時間を記入し写真を撮影すること。 以下、作業を再開する場合は上記を繰り返すこと。 (4) 撮影カメラは日付入りカメラを時間モードに設定し、時間入り写真で撮影すること。 (9) 路面ヒーター稼働時間調査(様式-28)を作成し監督員に報告すること。</p> <p>□ (13) 公共基準点(街区基準点等)の一時的な撤去・再設置及び移設について</p> <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 街区基準点の復元 (撤去・再設置、高さ調整)</td> <td>点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 街区三角点の移設</td> <td>点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 街区多角点の移設</td> <td>点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>点</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>街区基準点等の復元・移設作業に先立ち、土木管理課地籍調査係に所定の届出をし、規定の作業・手続きを行うこと。</li> <li>成果として、地籍調査係に提出した報告書を工事成果品その他の項目に入れること。</li> </ul> <p style="text-align: center;">- 36 -</p>	<input type="checkbox"/> 街区基準点の復元 (撤去・再設置、高さ調整)	点	<input type="checkbox"/> 街区三角点の移設	点	<input type="checkbox"/> 街区多角点の移設	点	<input type="checkbox"/>	点	<p>様式番号の修正</p>
<input type="checkbox"/> 街区基準点の復元 (撤去・再設置、高さ調整)	点																	
<input type="checkbox"/> 街区三角点の移設	点																	
<input type="checkbox"/> 街区多角点の移設	点																	
<input type="checkbox"/>	点																	
<input type="checkbox"/> 街区基準点の復元 (撤去・再設置、高さ調整)	点																	
<input type="checkbox"/> 街区三角点の移設	点																	
<input type="checkbox"/> 街区多角点の移設	点																	
<input type="checkbox"/>	点																	
<p>□ (14) 指定歩掛の実績報告について</p> <p>1 実績報告</p> <p>以下の工程の施工については、設計変更にかかわらず、施工量、施工日数、作業人員、機械運転時間の実績を報告すること。</p> <table border="1"> <tr><td>工種名</td></tr> <tr><td>〇〇工</td></tr> <tr><td>〇〇工</td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> </table> <p>なお、報告書については、施工実績報告書(様式-27)にて作成・提出すること。</p> <p style="text-align: center;">- 37 -</p>	工種名	〇〇工	〇〇工					<p>□ (14) 指定歩掛の試験施工、実績報告について</p> <p>□ 1 試験施工</p> <p>.....〇〇〇.....工の施工については、工事着手前に工事監督員立会のうえ、試験施工を行うこと。 なお、試験施工による確認事項は、次のとおりである。</p> <p>① 施工量: .....m<sup>3</sup></p> <p>② 施工日数: .....日</p> <p>③ 作業人員: .....人工(8時間換算日数)</p> <p>④ 機械運転時間: .....時間</p> <p>また、試験施工の結果に伴う設計変更については、別途協議する。</p> <p>□ 2 実績報告</p> <p>.....〇〇〇.....工の施工については、設計変更に関わらず、工事全体での実績を報告すること。 なお、実績報告による確認事項は、次のとおりである。</p> <p>① 施工日数: .....日</p> <p>② 作業人員: .....人工(8時間換算日数)</p> <p>③ 機械運転時間: .....時間</p> <p>試験施工及び実績報告については、施工実績報告書(様式-34)にとりまとめること。</p> <p style="text-align: center;">- 37 -</p>	<p>試験施工の削除 文章の修正 様式番号の修正</p>									
工種名																		
〇〇工																		
〇〇工																		

新

5 使用資材(選択)

□ (1) 生コンクリート

ア コンクリートの配合については、土木工事共通仕様書を参照すること。

記号	設計基準強度 (N/mm <sup>2</sup> )	粗骨材の最大寸法 (mm)	スラブ厚 (cm)	空気量 (%)	水セメント比の限度 (%)	最低単位セメント量 (kg/m <sup>3</sup> )	セメント種類		構造物
							高炉	普通ポルト	
C-1		20・25	8	4.5			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	均しコンクリート、緑石、雨水槽の基礎
C-4	18	40	5	4.5	55		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	内陸部の無筋構造物
RC-2-1	24	40	12	4.5	55	280	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	内陸部の鉄筋構造物
C-10	18	20・25	8	5.0	55		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	鋼込・裏込コンクリート

イ コンクリート種別ごとの使用量が1日当たり100m<sup>3</sup>以上として施工する場合は、「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」に基づき、単位水量の測定を実施しなければならない。ただし、水中コンクリートや転圧コンクリート等の特殊なコンクリートは除く。

□ (2) 区画線

使用区分	加熱式	常温式	熔融式
破線	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
実線	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ドット線			<input type="checkbox"/>
交差点マーク等			<input type="checkbox"/>
停止線・横断歩道			<input type="checkbox"/>

旧

5 使用資材(選択)

□ (1) 生コンクリート

ア コンクリートの配合については、土木工事共通仕様書を参照すること。

記号	設計基準強度 (N/mm <sup>2</sup> )	粗骨材の最大寸法 (mm)	スラブ厚 (cm)	空気量 (%)	水セメント比の限度 (%)	最低単位セメント量 (kg/m <sup>3</sup> )	セメント種類		構造物
							高炉	普通ポルト	
C-1		20・25	8	4.5			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	均しコンクリート、緑石、雨水槽の基礎
C-4	18	40	5	4.5	55		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	内陸部の無筋構造物
RC-2-1	24	40	12	4.5	55	280	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	内陸部の鉄筋構造物
C-10	18	20・25	8	5.0	55		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	鋼込・裏込コンクリート

イ コンクリート種別ごとの使用量が1日当たり100m<sup>3</sup>以上として施工する場合は、「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」に基づき、単位水量の測定を実施しなければならない。ただし、水中コンクリートや転圧コンクリート等の特殊なコンクリートは除く。

□ (2) 区画線

使用区分	加熱式	常温式	熔融式
破線	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
実線	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ドット線			<input type="checkbox"/>
交差点マーク等			<input type="checkbox"/>
停止線・横断歩道			<input type="checkbox"/>

備考

生コンクリートの構造物の修正

□ (3) 再生骨材(コンクリート廃材)

ア コンクリート再生骨材の品質管理は、製造者の試験成績結果によること。移動式破砕機による現場内あるいは一時保管施設において製造する再生骨材の品質は、その代表とするコンクリート塊により製造したもので試験を行い確認する。

イ 材料を切込砂利に変更する場合は、監督員と協議を行い承諾を得ること。

ウ 施工時期が確定した時点で、ゾーン内の再資源化施設に供給量の確認を行い、供給量が不足の場合は、施工協議簿に「再生骨材の出荷確認について」の写しを添付し、工事監督員に報告すること。

□ (3) 再生骨材(コンクリート廃材)

再生骨材使用箇所及び粒径は、次のとおりである。

工種	使用箇所	再生骨材粒径

ア コンクリート再生骨材の品質管理は、製造者の試験成績結果によること。移動式破砕機による現場内あるいは一時保管施設において製造する再生骨材の品質は、その代表とするコンクリート塊により製造したもので試験を行い確認する。

イ 材料を切込砂利に変更する場合は、監督員と協議を行い承諾を得ること。

ウ 施工時期が確定した時点で、ゾーン内の再資源化施設に供給量の確認を行い、供給量が不足の場合は、施工協議簿に「再生骨材の出荷確認について」の写しを添付し、工事監督員に報告すること。

工種、使用箇所、再生骨材粒径の表削除

新	旧	備考
<p>履行報告書 様式-1</p> <p>ファイル説明書 様式-2</p> <p>施工体制台帳 様式-3-1</p> <p>作業員名簿 様式-3-2</p> <p>建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(再下請負通知書様式) 様式-4</p> <p>施工体系図 様式-5</p> <p>排出ガス対策建設機械を使用できない理由書 様式-6</p> <p>使用機械一覧 様式-7</p> <p>地下埋設物位置及び支障物件打合せ確認書 様式-8</p> <p>ほくでん送電線に関わる協議 様式-9</p> <p>休日作業の承認願い 様式-10</p> <p>工事施工協議簿 様式-11</p> <p>段階確認願い 様式-12</p> <p>立会願い 様式-13</p> <p>社内検査実施結果報告書 様式-14</p> <p>安全訓練等実施報告書 様式-15</p> <p>使用資材承認願い 様式-16</p> <p>交通誘導警備員選定通知書 様式-17</p> <p>交通誘導警備員配置時間集計表 様式-18</p> <p>プラント搬入量確定確認書 様式-19</p> <p>境界杭等地先立会簿 様式-20</p> <p>「建退共」共済証紙の配布状況調査表 様式-21</p> <p>路面ヒーター稼働時間調査 様式-22</p> <p>取りまとめ結果表 様式-23</p> <p>休暇届 様式-24</p> <p>安全関連資料総括表 様式-25</p> <p>生産物件(発生材)報告書 様式-26</p> <p>施工実績報告書 様式-27</p>		<p>目次の追加</p>

新

旧

備考

様式-2

### ファイル説明書

年 度 : 令和〇〇年度  
 工 事 名 : -----園路広場整備工事  
 請 負 人 : 〇〇・〇〇共同企業体 代表者 〇〇〇〇株式会社  
 工 期 : 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日

公 園 名 : -----公園  
 施 工 箇 所 : 旭川市〇〇〇

総 括 監 督 員 : 〇〇 〇〇    現 場 代 理 人 : 〇〇 〇〇  
 主 任 監 督 員 : 〇〇 〇〇    主 任 技 術 者 : 〇〇 〇〇  
 監 督 員 : 〇〇 〇〇        監 理 技 術 者 : 〇〇 〇〇

成果品リスト(あるものには○、ないものには×を記入)

番号	種 別	提出状況	番号	種 別	提出状況
00	フ ァ イ ル 説 明 書		15	安 全 関 係 資 料	
01	施 工 計 画 書		16	工 事 カ ル テ 関 係 書	
02	履 行 報 告 書		17	工 事 写 真 帳	
03	休 日 作 業 の 承 認 願 い		18	境 界 杭 等 地 先 立 会 簿	
04	工 事 施 工 協 議 簿		19	建 設 業 退 職 金 共 済 関 係 書	
05	段 階 確 認 願 い		20	出 来 形 図	
06	立 会 願 い		21	そ の 他	
07	社 内 検 査 実 施 結 果 報 告 書				
08	使 用 資 材 承 認 願 い				
09	試 験 成 績 表				
10	使 用 資 材 集 計 表				
11	出 来 形 結 果 一 覧 表				
12	品 質 管 理 報 告 書				
13	現 場 環 境 改 善 報 告 書				
14	創 意 工 夫 高 度 技 術 報 告 書				

ファイル説明書の追加



新

様式-8

地下埋設物位置及び支障物件打合せ確認書

公園工事に伴い、下記の請負人が地下埋設物の確認及び支障物件移設の打合せに出向きますので  
宜しくお取り計らいをお願いします。

旭川市土木部公園みどり課

1. 工事名	工事									
2. 工事箇所	課 係 班									
3. 監督員氏名										
4. 請負人	調査出向者									
5. 現場代理人										
6. 工事期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日									
管理者	ガス管	電話ケーブル	NTT柱	配電ケーブル <small>(北海道電力線 電柱電力)</small>	送電ケーブル <small>(北海道電力線 電柱電力)</small>	北電柱 <small>(北海道電力線 電柱電力)</small>	上水道施設 <small>(旭川市水道局)</small>	下水道施設 <small>(旭川水道局)</small>	有線放送柱	
確認事項	(旭川ガス欄)	(NTT旭川支店)	(NTT旭川支店)							
確認日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
指示者氏名										
連絡先	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ
確 認 内 容										
確認印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印

旧

様式-8

地下埋設物位置及び支障物件打合せ確認書

公園工事に伴い、下記の請負人が地下埋設物の確認及び支障物件移設の打合せに出向きますので  
宜しくお取り計らいをお願いします。

旭川市土木部公園みどり課

1. 工事名	工事									
2. 工事箇所	課 係 班									
3. 監督員氏名										
4. 請負人	調査出向者									
5. 現場代理人										
6. 工事期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日									
管理者	ガス管	電話ケーブル	NTT柱	配電ケーブル <small>(旭川支店電力部 調査グループ)</small>	送電ケーブル <small>(北海道電力線 電柱電力)</small>	北電柱 <small>(北海道電力線 電柱電力)</small>	旭川市水道局	旭川市水道局	有線放送柱	
確認事項	(旭川ガス欄)	(NTT旭川支店)	(NTT旭川支店)				(水道施設課)	(水道施設課)	(下水道施設課)	
確認日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
指示者氏名										
連絡先	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ
確 認 内 容										
確認印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印

備考

管理者の修正

新	旧	備考
<p>様式-19</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>プラント搬入量確定確認書</b></p> <p>下記工事から搬入した既設路盤材の再生処理プラント搬入量として下記のとおり確認する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>工事名</p> <hr/> <p>搬入時期 令和 年 月 日～令和 年 月 日</p> <p>プラント搬入量 m3</p> <p>プラント搬入量算出書 別紙による（受入伝票等を添付）</p> <p>既設路盤材試験結果（プラント搬入時）</p> <p style="text-align: right;">洗い試験値 %</p> <p style="text-align: right;">フルイ分け試験 別紙による。</p>   <p>確認者 工事請負人 住所 法人の名称 代表者氏名 (現場代理人)</p> <p>再生処理施設 住所 法人の名称 代表者氏名 (確認担当者)</p> </div>	<p>様式-20</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>プラント搬入量確定確認書</b></p> <p>下記工事から搬入した既設路盤材の再生処理プラント搬入量として下記のとおり確認する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>工事名</p> <hr/> <p>搬入時期 令和 年 月 日～令和 年 月 日</p> <p>プラント搬入量 m3</p> <p>プラント搬入量算出書 別紙による（受入伝票等を添付）</p> <p>既設路盤材試験結果（プラント搬入時）</p> <p style="text-align: right;">洗い試験値 %</p> <p style="text-align: right;">フルイ分け試験 別紙による。</p>   <p>確認者 工事請負人 住所 法人の名称 代表者氏名 (現場代理人)</p> <p>再生処理施設 住所 法人の名称 代表者氏名 (確認担当者)</p> </div>	<p>様式番号の修正</p>













新	旧	備考
<p data-bbox="163 260 230 280">様-23</p> <p data-bbox="689 411 965 459">〇〇工事取りまとめ結果表 でき形部分検査・工事完成検査</p> <p data-bbox="174 501 275 521">(施工年度)</p> <p data-bbox="174 544 454 564">(施工者) 請負業者</p> <p data-bbox="174 587 454 608">(現場代理人) 氏 名</p> <p data-bbox="174 630 454 678">(主任技術者 又は管理技術者) 氏 名</p>	<p data-bbox="1014 260 1081 280">様-29</p> <p data-bbox="1509 411 1785 459">〇〇工事取りまとめ結果表 でき形部分検査・工事完成検査</p> <p data-bbox="1025 501 1126 521">(施工年度)</p> <p data-bbox="1025 544 1305 564">(施工者) 請負業者</p> <p data-bbox="1025 587 1305 608">(現場代理人) 氏 名</p> <p data-bbox="1025 630 1305 678">(主任技術者 又は管理技術者) 氏 名</p>	<p data-bbox="1865 244 2067 280">様式番号の修正</p>

新	旧	備考																																																		
<p><b>様式-24</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">主任監督員</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">監督員</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p>旭川市土木部公園みどり課            総括監督員            主任監督員            監督員</p> <p style="text-align: center;">請負人 現場代理人</p> <p>工事名</p> <p style="text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">休 暇 届</p> <p>※ により、工事作業を休止いたします。なお、休暇期間中の安全管理については、次のとおり実施いたします</p> <p>1. 休暇期間 令和 年 月 日 から            令和 年 月 日 まで</p> <p>2. 実施内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">月 日</th> <th style="width: 15%;">曜日</th> <th style="width: 70%;">実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>3. 緊急連絡先</p>	主任監督員	監督員			月 日	曜日	実施内容																			<p><b>様式-30</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">主任監督員</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">監督員</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p>旭川市土木部公園みどり課            総括監督員            主任監督員            監督員</p> <p style="text-align: center;">請負人 現場代理人</p> <p>工事名</p> <p style="text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">休 暇 届</p> <p>※ により、工事作業を休止いたします。なお、休暇期間中の安全管理については、次のとおり実施いたします</p> <p>1. 休暇期間 令和 年 月 日 から            令和 年 月 日 まで</p> <p>2. 実施内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">月 日</th> <th style="width: 15%;">曜日</th> <th style="width: 70%;">実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>3. 緊急連絡先</p>	主任監督員	監督員			月 日	曜日	実施内容																			<p>様式番号の修正</p>
主任監督員	監督員																																																			
月 日	曜日	実施内容																																																		
主任監督員	監督員																																																			
月 日	曜日	実施内容																																																		

新

旧

備考

様式-25

安全関連資料 総括表

工 事 名 :		
請 負 者 :		
現場代理人 :		
主任技術者 :		
有無(※1)	報告資料	備 考
	①災害防止協議会 (安全衛生協議会)	実施日: 月 日・月 日
	②店社パトロール	
	③作業前打合せ (Tool-Box-Meeting)	
	④KYK (危険予知活動)	
	⑤新規入場者教育 確認書	<input type="checkbox"/> 当該工事の現場特性が反映されている。
	⑥機械等点検管理記録	
	⑦仮設構造物 チェックリスト	
	⑧安全訓練等実施報告書	実施日/参加人数: 月 日/ 人・月 日/ 人・月 日/ 人
		月 日/ 人・月 日/ 人・月 日/ 人

※1) 確認した資料については「○」、不要な資料については「/」を記入する。

確認年月日 年 月 日

監督員氏名 印

様式-32

安全関連資料 総括表

工 事 名 :		
請 負 者 :		
現場代理人 :		
主任技術者 :		
有無(※1)	報告資料	備 考
	①災害防止協議会 (安全衛生協議会)	実施日: 月 日・月 日
	②店社パトロール	
	③作業前打合せ (Tool-Box-Meeting)	
	④KYK (危険予知活動)	
	⑤新規入場者教育 確認書	<input type="checkbox"/> 当該工事の現場特性が反映されている。
	⑥機械等点検管理記録	
	⑦仮設構造物 チェックリスト	
	⑧安全訓練等実施報告書	実施日/参加人数: 月 日/ 人・月 日/ 人・月 日/ 人
		月 日/ 人・月 日/ 人・月 日/ 人

※1) 確認した資料については「○」、不要な資料については「/」を記入する。

確認年月日 年 月 日

監督員氏名 印

様式番号の修正



新

様-27

### 施工実績報告書

会社名 ○○○○○○○○  
 担当責任者 ○○○○○○  
 TEL ○○○○○○○○  
 FAX ○○○○○○○○

#### 積算基準 施工実績

##### 1 施工結果

###### (1) 施工労務

職種 工種名	施工量	施工日数	作業人員		
			土木一般世話役	特殊作業員	普通作業員
○○○工	○○	○○	○○	○○	○○

(注) 作業人員は、8時間/人として換算すること。

###### (2) 施工機械

工種名	機械名	規格	運転時間
○○工	○○○○	○○○○	○○

旧

様-34

### 施工実績報告書

会社名 ○○○○○○○○  
 担当責任者 ○○○○○○  
 TEL ○○○○○○○○  
 FAX ○○○○○○○○

#### ○○○工 積算基準 施工実績

##### 1 試験施工結果

###### (1) 施工労務

職種 工種名	施工量	施工日数	日当たり 施工量	作業人員		
				土木一般世話役	特殊作業員	普通作業員
○○○工	○○	○○	○○	○○	○○	○○

(注) 作業人員は、8時間/人として換算すること。

###### (2) 施工機械

工種名	機械名	規格	運転時間
○○工	○○○○	○○○○	○○

##### 2 施工結果 (全工事量)

###### (1) 施工労務

職種 工種名	施工量	施工日数	日当たり 施工量	作業人員		
				土木一般世話役	特殊作業員	普通作業員
○○○工	○○	○○	○○	○○	○○	○○

(注) 作業人員は、8時間/人として換算すること。

###### (2) 施工機械

工種名	機械名	規格	運転時間
○○工	○○○○	○○○○	○○

備考

様式番号の修正  
 試験施工結果の  
 削除